

国民体育大会参加資格について

(一財) 栃木陸上競技協会 強化部

前年または前々年度に他県から出場した者は、2大会以上の期間を置かなければ栃木県からの参加ができない。(例外) 新卒業者、結婚・離婚等に係る者、ふるさと適用者、東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用者、JOC エリートアカデミー在籍者

1. 中学生

- 栃木県内の中学校に通学しており栃木登録であること。
- 中学3年生(2004年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者)であること。

2. 高校生

- 「学校教育法」第1条に定める栃木県内の高等学校、中等教育学校、高等専門学校および特別支援学校に通学しており栃木登録であること。(少年A:2001年4月2日から2003年4月1日までに生まれた者、少年B:2003年4月2日以降に生まれた者)
- 全日制・定時制は問わないが、通信制の高校に在籍する競技者は、栃木県に在住であり栃木登録であること。
- 「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受けるもの

3. 成年選手

成年選手が「栃木県」から国体に出場するには、3つの条件のいずれかに当てはまる必要があります。



①居住地を示す現住所

○大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで栃木県内の住所を有し(栃木県に住民票など住所に関する届け出をしている),かつ日常生活をしていること。

②勤務地

○大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで、栃木県内の勤務先で雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。
○上記期間のうち、1週当たり労働義務がない2日および国民の祝日を除き、残った日数の半数を超えて栃木県に存する事業所等に現実に通勤し、勤務している。

③ふるさと

○所定方法により「ふるさと」を登録しなければならない。(栃木県予選会を含む)
○栃木県内の中学校または、高等学校を「卒業」していることが条件となる。※高等専門学校、通信課程、高等学校の専攻科、別科を卒業した者は適応できない
○1回の適用で2年以上連続。適用回数は2回まで。
○毎年申請が必要

《ふるさと回数2回までの解釈》

- 2大会連続で(登録の翌年度と翌々年度連続で)登録がない場合は、1回目の適用権利が消滅。
- 1年間登録しなかった場合は、翌年度登録を行えば継続になる。
- 登録しても、他県で出場後に、栃木県に戻り「居住地」または「勤務地」として参加した場合は、1回の適用権利が消滅する。
- 出場種目が無くても、登録をしなければ、1回の適用権利が消滅する。

⇒①②に適用しない場合

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」または「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」または「新卒業者特例」または「結婚または離婚に係る者」の例外を適用。

⇒いずれにも該当しない場合

出場できない

<注意事項>

○栃木県の大学に在籍。住所が他県の場合は出場できない。その他、不明な点は、(一財) 栃木陸上競技協会強化部担当者に問い合わせる事